

**玄海ゴルフクラブ**  
**練習場の安全対策工事に係る**  
**遺産影響評価書**

**西日本開発株式会社**  
**玄海ゴルフクラブ**

# 玄海ゴルフクラブ練習場の安全対策工事に係る遺産影響評価書

玄海ゴルフクラブ練習場の安全対策工事は、宗像市の国道 495 号沿いに位置するゴルフ練習場の防球ネット増設を主とした安全対策工事を西日本開発株式会社が実施するものである。本工事で設置する防球ネットの高さは、「宗像市景観計画」で定める景観形成基準を大幅に超過するものの、地域住民及び来場者の安全確保のために必要な高さであり、当該防球ネットが九州本土から沖ノ島方向に開けた眺望景観に負の影響を与えるものではないことから、本資産の顕著な普遍的価値及びその属性におよぼす負の影響は軽微である。ただし、次回更新時には練習場の廃止を含めて検討し、景観形成基準に適した形態・意匠とする。

## 1. 概要

- ・ 本文書は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群（以下、「本資産」という）の緩衝地帯で実施される、玄海ゴルフクラブ練習場の安全対策工事（以下、「本工事」という）について、事業主体である西日本開発株式会社が作成した遺産影響評価書である。
- ・ 本工事は、玄海ゴルフクラブ練習場からの打球によって、近隣の国道を走る車両や近隣店舗の破損等が生じていることから、その回避策として、防球ネットの増設を主とした安全対策工事を、西日本開発株式会社が実施するものである。
- ・ 西日本開発株式会社は、学識経験者で構成される宗像市景観アドバイザー会議及び「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議による指導・助言を受け、本工事が本資産に与える影響を以下のように評価した。
- ・ 本工事は、本資産の顕著な普遍的価値の 5 属性の内、属性 3「沖ノ島に対する崇拜」の「九州本土から沖ノ島方向に開けた眺望景観」という特徴に係る。
- ・ 建設が予定されている新たな防球ネットの高さは、宗像市景観計画で定める景観形成基準の数値を 17m 超過しているものの、『包括的保存管理計画』で定めた視点場（下高宮祭祀遺跡から釣川流域への眺望）からの景観を阻害するものではないことから、本工事によって九州本土から沖ノ島方向に開けた眺望に与える影響は少ない。
- ・ 以上のことから、玄海ゴルフクラブ練習場の安全対策工事が、本資産の顕著な普遍的価値及びその属性に負の影響を与える影響は軽微である。ただし、次回更新時には練習場の廃止を含めて検討し、景観形成基準に適した形態・意匠とする。

## 2. 目次

- 1. 概要 . . . 1
- 2. 目次 . . . 2

3. イントロダクション	・・・2
4. 遺産の価値と保存管理方法	・・・4
5. 開発事業の概要	・・・7
6. 開発・改変事案による影響の評価	・・・8
7. 検討のプロセス	・・・9
8. 結論	・・・9
9. 参考文献一覧	・・・10
10. 図面及び写真	・・・10
図1 位置図	・・・11
図2 対象地の航空写真	・・・11
図3 施工予定区域平面図	・・・12
図4 防球ネット立面図	・・・12
図5 飛来したボールによる事故	・・・13
図6 対応方法の検討	・・・14
図7 打球のシミュレーション	・・・15
図8 完成予想CG	・・・15
図9 景観シミュレーション（宗像大社辺津宮周辺）	・・・16
図10 景観シミュレーション（大島及び渡船航路）	・・・17

### 3. イントロダクション

#### 1) 名称

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

#### 2) 構成資産と座標

ID No.	名称	所在地	座標	遺産範囲面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)	
					陸域	海域
1	沖ノ島	宗像市大島	北緯 34度 14秒 42秒 東経 130度 6分 20秒	68.38		75,068.36
2	小屋島	宗像市大島	北緯 34度 13秒 53秒 東経 130度 6分 42秒	1.89		
3	御門柱	宗像市大島	北緯 34度 13秒 54秒 東経 130度 6分 50秒	0.15		
4	天狗岩	宗像市大島	北緯 34度 13秒 56秒 東経 130度 6分 51秒	0.19		
5	宗像大社 沖津宮遙拝所	宗像市大島	北緯 33度 54分 32秒 東経 130度 25分 41秒	0.24	717.23	
6	宗像大社中津宮	宗像市大島	北緯 33度 53分 50秒 東経 130度 25分 54秒	1.50		
7	宗像大社辺津宮	宗像市田島	北緯 33度 49分 47秒 東経 130度 30分 51秒	11.27	3,577.89	
8	新原・奴山古墳群	福津市勝浦	北緯 33度 49分 03秒 東経 130度 29分 10秒	15.31		
合計 (ha)				98.93	79,363.48	

### 3) 影響をうける構成資産

- ・ なし

### 4) 遺産影響評価に使用した情報

- ・ 日本国 (2016)  
『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群世界遺産一覧表への記載推薦書』
- ・ 福岡県、宗像市、福津市 (2016)  
『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画』
- ・ 宗像市 (2015)  
「宗像市景観計画」

### 5) 遺産影響評価書作成者 (会社概要)

会社名 : 西日本開発株式会社

代表者 : 代表取締役 六反田 明

所在地 : 福岡県宗像市江口 578-18

・ 玄海ゴルフクラブ : 同上

・ 筑紫野カントリークラブ : 福岡県筑紫野市山家 2014-22

事業内容 : ゴルフ場運営

資本金 : 3000 万円

沿革 : 1961 年 5 月 10 日 西日本開発株式会社設立

1963 年 10 月 29 日 玄海ゴルフクラブ開場

1972 年 12 月 1 日 筑紫野ゴルフ観光開発株式会社設立

1974 年 11 月 10 日 筑紫野カントリークラブ開場

1986 年 3 月 1 日 筑紫野ゴルフ観光開発株式会社を吸収合併

### 6) 遺産影響評価主体

- ・ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

#### 4. 遺産の価値と保存管理方法

##### 1) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値

###### 概要 (Brief synthesis)

九州北岸から 60km に位置する沖ノ島は、古代祭祀遺跡の類い希な記録の宝庫であり、日本列島と朝鮮半島及びアジア大陸の諸国間の活発な交流の時期にあたる 4 世紀に起こり 9 世紀末まで続いた、航海安全に関わる古代祭祀のあり方を示す物証である。宗像大社の一部となり、沖ノ島はその後今日まで神聖な存在とされてきた。

沖ノ島全体が、地形学的な特徴と、豊富な考古学的堆積がある祭祀遺跡、そして原位置を保ったままの膨大な数の奉獻品とともに、この島で行われた 500 年にわたる祭祀のあり方を如実に示している。原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった付随する岩礁、文書に記録された奉獻行為、島にまつわる禁忌、九州及び大島から沖ノ島に開けた眺望、これらはみな、対外交流や信仰の独自性の高まりによってその後何世紀もの間に信仰の行為や意味が変容したにもかかわらず、沖ノ島への崇拝が島の神聖性を維持してきたことを如実に示している。

宗像大社は、約 60km に広がる範囲に位置する三つの離れた信仰の場、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本島の辺津宮から構成される神社である。これらは古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である。宗像三女神に対する崇拝の形態は、主に社殿において行われる祭祀において今日まで引き継がれ、宗像地域の人々によって守られてきた。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は、「神宿る島」を遠くから拝むための信仰の場として機能している。沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群は大小の墳丘によって構成され、沖ノ島を崇拝する伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する。

###### 評価基準 (ii)

「神宿る島」沖ノ島は、航海安全のための祭祀が執り行われた島で捧げられた、多様な来歴をもつ豊富な出土品によって、4 世紀から 9 世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している。奉獻品の配置や祭場構成の変化は祭祀の変遷を証明し、それはまた、アジア大陸、朝鮮半島、日本列島を拠点とする国々がアイデンティティの感覚を発達させた時期に起こり、日本文化の形成に本質的に貢献した活発な交流の過程の性格を反映するものである。

###### 評価基準 (iii)

「神宿る島」沖ノ島は、古代から現在まで発展し、継承されてきた神聖な島を崇拝する文化的伝統の類い希な例である。注目すべきことに、沖ノ島に保存されてきた考古学的遺跡はほぼ無傷であり、そこで執り行われた祭祀が 4 世紀後半から 9 世紀末にかけての 500 有余年にどのように変化したかについて時系列的な記録を残すものとなっている。これらの祭祀では、大量の貴重な奉獻品が島の様々な場所に納められており、祭祀の変化を証している。沖ノ島での直接的な奉獻は 9 世紀に終わったが、島に対する崇拝は、大島や九州本島から沖ノ島へと開かれた眺望によって例示される「遙拝」とともに、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、辺津宮という宗像大社の 3 つの異なる信仰の場における宗像三女神への崇拝という形で継続した。

(世界遺産委員会決議の顕著な普遍的価値の言明の抜粋)

## 2) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値の属性

評価基準		属性		要素
(ii) 日本文化の形成に本質的に貢献した4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している		属性①	出土品	多様な来歴をもつ豊富な沖ノ島祭祀遺跡からの出土品
		属性②	沖ノ島祭祀遺跡	沖ノ島の地形的特徴
				豊富な考古学的堆積物を有する沖ノ島祭祀遺跡
(iii) 古代から現在まで発展・継承されてきた「神宿る島」を崇拝する文化的伝統の類い希な例である	属性③	沖ノ島に対する崇拝	沖ノ島の原始林	
			小屋島・御門柱・天狗岩といった沖ノ島に付属する岩礁	
			文書に記録された沖ノ島での祭祀	
			沖ノ島にまつわる禁忌	
			九州および大島から沖ノ島に開けた眺望	
			沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する新原・奴山古墳群	
	属性④	遥拝	九州および大島から沖ノ島に開けた眺望	
			「神宿る島」沖ノ島を遠くから拝むための信仰の場である沖津宮遥拝所	
			沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群	
	属性⑤	宗像三女神への崇拝	古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である宗像大社沖津宮・中津宮・辺津宮	
			主に宗像大社の社殿において執り行われる宗像三女神への祭祀	
			宗像地域の人々によって守られてきた宗像三女神への崇拝	

### 3) 緩衝地帯の設定及び保存管理方法

- **緩衝地帯の設定 (p.59)**

資産の顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐため、構成資産の周辺に緩衝地帯を設定する。緩衝地帯の設定にあたっては、以下3点を基本的な考え方とし、個々の構成資産から視認可能となる周囲の海域、丘陵、河川などの自然地形、行政区界の範囲を考慮しつつ、全ての構成資産を包括する 79,363.48ha の範囲を設定する。

- ①構成資産間及び海への眺望を保全すること
- ②資産と一体となった自然地形、海域、土地利用などの周辺環境を保全すること
- ③資産と密接に関連する遺跡や歴史的、文化的要素が分布する範囲を含むこと

- **大島－九州本土間の管理方針 (p.63)**

- ・御嶽山山頂から九州本土側への眺望を保全する。
- ・海への眺望を阻害する洋上構造物を規制する。

- **辺津宮周辺の管理方針 (p.63)**

- ・構成資産（辺津宮）周辺の景観を保全する。
- ・辺津宮の下高宮祭祀遺跡から釣川への眺望を保全する。
- ・住民生活に支障をきたさないように調整を図る。

- **緩衝地帯の法的保護 (p.64)**

構成資産間をつなぐ道路や港湾、漁港や関連する施設など重要な公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、整備方針・基準を設けて積極的な景観整備に取り組んでいる。

(『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画』の抜粋)

### 4) 本工事と緩衝地帯の位置関係

本工事の対象地は、九州本土の海側を東西に走る国道 495 号沿いに位置する。そのため、大島－九州本土間の管理方針及び近隣の構成資産である辺津宮周辺の管理方針に基づき、緩衝地帯を保全する必要がある。

### 5) 本工事における景観保全

本工事の対象地は、宗像市景観計画によって景観重点区域Ⅱに指定されている。そのため、建築物や工作物の新築等については、位置、高さ、形態意匠に対して以下の方針及び景観形成基準に基づく景観規制・誘導が図られている。ただし、景観アドバイザーや景観審議会への意見聴取を経た上で、良好な景観形成に与える影響が小さいと認められるものについては景観形成基準を適用しないことができる。

表 1 景観形成方針（宗像市景観計画から抜粋）

小区域	景観形成方針
国道 495 号沿道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の観光振興における主要な軸として、魅力的な沿道景観の形成を図るため、建築物や工作物、屋外公告物などが周辺の景観と調和するように誘導する。</li> </ul>

表2 景観形成基準（宗像市景観計画から抜粋）

対象		景観形成基準（景観重点区域Ⅱ・工作物）
その他 工作物	形態意匠 の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> </ul> <p>【位置・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。</li> <li>視点場から見て地形に配慮した配置とする。</li> <li>公共空間から見えないように周囲に植栽・植樹などを行い修景する。</li> <li>立体駐車場及び立体駐輪場の形態は、2階又は1層2段建までとする</li> </ul>
	高さの 最高限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、13m以下とする。</li> <li>視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> <li>やむを得ない場合は、目立たないように修景する。</li> </ul>

## 5. 開発事業の概要

### 1) 事業名

玄海ゴルフクラブ練習場の安全対策工事

### 2) 事業主体

西日本開発株式会社

### 3) 事業位置

福岡県宗像市江口 578-18

### 4) 事業期間

未定

### 5) 事業内容

- ・打席位置の移動（50ヤード＝約46m）
- ・国道側ネットの増設（既存：高さ17.5m、延長113m、緑色／増設：高さ30m、延長146m、茶色）及び店舗側ネットの色変更（既存：緑色、変更：茶色）
- ・既存ネットの撤去。

### 6) 事業の目的と必要性

以下のとおり、危険回避のための応急的な措置として、ゴルフ練習場の打席位置の移動と防球ネットの増設を主とした安全対策工事を実施する。なお、次回の更新時には練習場の廃止を含めて検討し、景観形成基準に適した形状とする。

- ・玄海ゴルフクラブ練習場からの打球によって、近隣の国道を走る車両や近隣店舗の破損等が生じていること、また当該道路が近隣小中学校の通学路となっていることから、重大事故が発生する前に早急な安全対策が必要である。
- ・当該練習場はゴルフクラブ来場者の半数以上が利用する施設であり、ゴルフクラブ維持のため、現時点で廃止することができない。



- ・ゴルフクラブの敷地は限られており、練習場を敷地内の他所に移転することができない。

## 7) 事業規模

防球ネット：高さ 30m、延長 223m

## 8) 検証方法と結果

練習場の打席の方向変更、ネットの形状の変更及びその他の方策の3視点から対応案を検討した。安全性の確保、景観形成への影響、経費負担及びゴルフ場としての機能維持の観点から検証した結果、国道側のネットを30mに増設する案が、最も適当との結論に至った。更に、隣接店舗への飛来を防ぐため、打席位置を50ヤード後方にずらすこととした。

なお、宗像市景観アドバイザーからの意見を基に、ネットの色彩は、現在の緑色よりも透過性の高い茶色に、既設分も含めて変更することとした。それに伴い支柱についてもダークブラウンに着色する。

## 9) 周辺のまちづくり及び遺産群保全への貢献

- ・宗像市では、当該ゴルフ場付近について、賑わいを創出するための店舗を誘導するエリアとして位置付けており、近年、周辺には店舗等が増加している。
- ・年間来場者が4万人を超えるゴルフクラブである本施設は、この地域の賑わい創出のために必要な施設であり、その維持と安全対策はゴルフクラブの責務である。
- ・ゴルフ練習場のリニューアル整備が完了した暁には、練習場の市民への開放や市のふるさと寄付金への協力、施設内における世界遺産の価値発信など、本遺産群の保全についても貢献する予定である。

## 6. 開発・改変事案による影響の評価

- 1) 玄海ゴルフクラブ練習場の安全対策工事は、本資産の顕著な普遍的価値の5属性の内、属性3「沖ノ島に対する崇拜」の「九州本土から沖ノ島方向に開けた眺望景観」という特徴に関係する。
- 2) 増設が予定されている防球ネットの高さは、宗像市景観計画で定める景観形成基準の数値を17m超過しているものの、敷地外への打球の飛来を避けるために必要な高さであることが、打球シミュレーションから明らかになっている。
- 3) 西日本開発株式会社は、建設が予定されている防球ネットの色を景観に配慮した茶色とし、当該防球ネットをCGで再現した上で、本資産の景観に与える影響について、シミュレーションを行った(図6~8)。その結果、今回建設される防球ネットは、『包括的保存管理計画』で定めた視点場である下高宮祭祀遺跡から釣川流域へ

の眺望からは視認できず、また御嶽山山頂から九州本土側への眺望景観を阻害するものではないことが明らかになったことから、本工事が九州本土から沖ノ島方向に開けた眺望景観に与える影響はない。

- 4) 本工事は、地域住民及び観光客の安全を確保するために必要なものであり、当該地周辺のまちづくりに貢献するものである。
- 5) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会は、学識経験者で構成される宗像市景観アドバイザー会議及び「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議による検討を経て、今回の計画が「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値及びその属性に与える影響は軽微であると評価した。
- 6) ただし、景観形成基準を超過する案件が頻出することのないよう、以下に本案件が認められた条件を明記する。
  - ・ 本事業は、地域住民および来訪者の早急な安全対策のために必要なものであり、次回の更新時には練習場の廃止を含めて検討し、景観形成基準に適した形態・意匠とすること。
  - ・ 当該施設は周辺のまちづくりに必要なものであること。
  - ・ 当該施設は主要な視点場から視認できないものであり、ネット及び柱の色も景観色を採用していることから、周辺景観に与える影響が比較的軽微であること。

## 7. 検討のプロセス

- ・ 宗像市景観アドバイザー会議  
委員：日高圭一郎（都市計画）、柴田久（景観工学）、土屋潤（建築）  
日程：2022年8月22日（月）
- ・ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議  
委員：西谷正（考古学）、佐藤信（古代史）、磯村幸男（文化財・世界遺産）、大森洋子（建築）、金田章裕（歴史地理学）、笹生衛（祭祀考古学）、岡田保良（建築史）、日高圭一郎（都市計画）、フク・カロリン（観光地理）、溝口孝司（考古学）  
日程：2023年1月11日（水）、2024年3月13日（月）

## 8. 結論

今回の玄海ゴルフクラブ練習場の安全対策工事は、当該練習場からの打球によって、近隣の国道を走る車両や近隣店舗の破損等が生じていることから、その緊急回避策として、防球ネットの増設を主とした安全対策工事を、西日本開発株式会社が実施するものである。本工事は、地域住民及び観光客の安全を確保するために必要なものであり、当該地周辺のまちづくりに貢献するものである。

一方、本工事で増設が予定されている防球ネットの高さは、「宗像市景観計画」の景観形成基準を大幅に超過しており、本資産の顕著な普遍的価値の5属性の内、属性3「沖ノ島に対する崇拜」の「九州本土から沖ノ島方向に開けた眺望景観」という特徴に与え

る影響が懸念される。

そのため、西日本開発株式会社は、建設が予定されている防球ネットの色を景観に配慮した茶色とし、当該防球ネットをCGで再現した上で、本資産の景観に与える影響について検討した。その結果、本工事が「九州及び大島から沖ノ島に開けた眺望」に悪影響を与えるものではないことが明らかになった。また、当該防球ネットの高さの妥当性については、打球の予測シミュレーションによって証明されている。

以上のことから、今回の玄海ゴルフクラブ練習場の安全対策工事は、「宗像市景観計画」の景観形成基準を大幅に超過するものの、本資産の顕著な普遍的価値に与える影響は軽微である。ただし、次回更新時には練習場の廃止を含めて検討し、景観形成基準に適した形態・意匠とする。

## 9. 参考文献一覧

・日本国（2016）

『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群世界遺産一覧表への記載推薦書』

・福岡県、宗像市、福津市（2016）

『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画』

・宗像市（2015）

「宗像市景観計画」

## 10. 図面及び写真

図1 位置図      図2 対象地の航空写真      図3 施工予定区域平面図

図4 防球ネット立面図      図5 飛来したボールによる事故

図6 対応方法の検討      図7 打球のシミュレーション

図8 完成予想CG      図9 景観シミュレーション（宗像大社辺津宮周辺）

図10 景観シミュレーション（大島及び渡船航路）



図1 位置図



図2 対象地の航空写真



図3 施工予定区域平面図

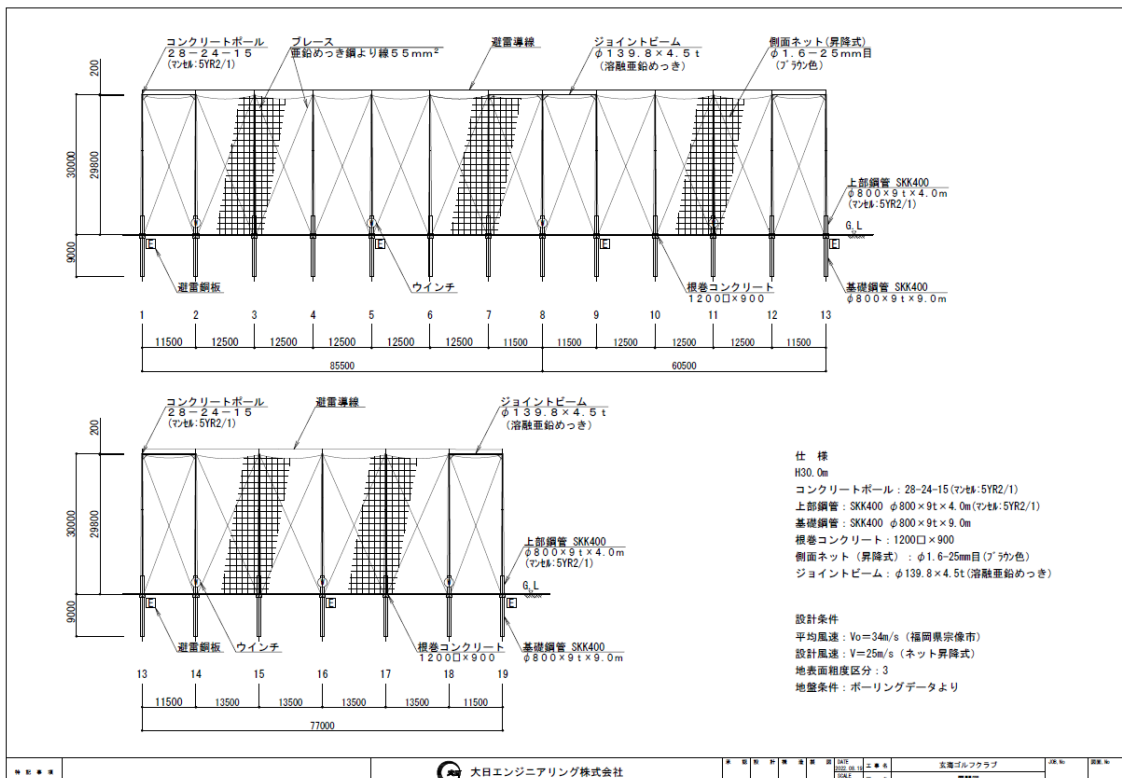


図4 防球ネット立面図

練習場関係事故リスト

	期日	場所	内容	添付資料
①	2013.8.1	はなわらび	ネットを飛び越えた打球が、建物の窓ガラスに当たり、破損した。	 
②	2016.8.12	はなわらび	ネットを飛び越えた打球が、駐車していた従業員の自家用車の後部窓ガラスに当たり、破損した。	
③	2019.8.25	練習場横の国道	右側ネットを飛び越えた打球が、通行中の軽自動車に打球があたり、ボンネットを損傷した。	
④	2021.4.2	はなわらび	ネットを飛び越えた打球が、お客様用駐車場に止めていた乗用車の窓ガラスに当たり、破損した。	写真無し
⑤	2021.9	スマイル	右側ネットを飛び越えた打球が、複数回にわたりスマイルの屋根に当たり、破損した。	



図5 飛来したボールによる事故




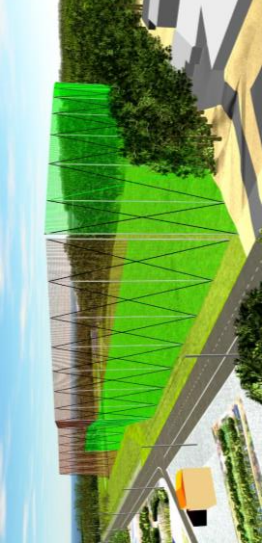

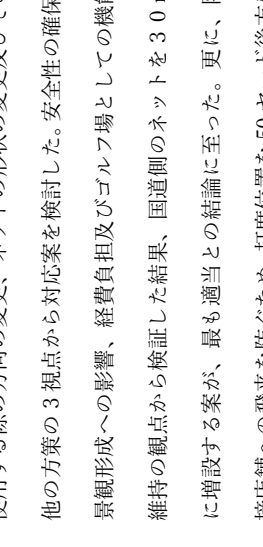
形態		(1) 使用する際の方向の変更	
		①国道に背を向ける	②店舗に背を向ける
計画図			
経費	122,320,000円	323,191,000円	
検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗や国道への飛来は避けられる。</li> <li>・ゴルフプレーヤーや来場者車両に危険。</li> <li>・国道と反対側に、新たに防護ネット及び支柱を設置する必要があり、景観阻害要因を増やすことになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗や国道への飛来は避けられる。</li> <li>・ゴルフプレーヤー、来場者車両及び練習場駐車場車両に危険。</li> <li>・国道と反対側に、新たに防護ネット及び支柱を設置する必要があり、景観阻害要因を増やすことになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライバー等低い弾道の玉のネットオーバーは避けられる。</li> <li>・アイアン等の高い弾道の玉のネットオーバー及びネットや支柱からのボールの跳ね返りの危険あり。</li> <li>・練習場としての機能低下となる。</li> </ul>
形態	(2) ネットの形状の変更	①上空ネットの設置	
計画図			
経費	96,250,000円	337,590,000円	
検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗や国道への飛来は避けられる。</li> <li>・景観形成基準の高さ制限を超える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗や国道への飛来は避けられる。</li> <li>・クラブハウス側への支柱の設置が必要になり、景観阻害要因を増やすことになる。</li> </ul>	<p>使用する際の方向の変更、ネットの形状の変更及びその他の方策の3視点から対応案を検討した。安全性の確保、景観形成への影響、経費負担及びゴルフ場としての機能維持の観点から検証した結果、国道側のネットを30mに増設する案が、最も適当との結論に至った。更に、隣接店舗への飛来を防ぐため、打席位置を50ヤード後方にずらすこととした。なお、宗像市景観アドバイザーからの意見を基に、ネットの色彩は、現在の緑色よりも透過性の高い茶色に、既設分も含めて変更することとした。</p>

図6 対応方法の検討

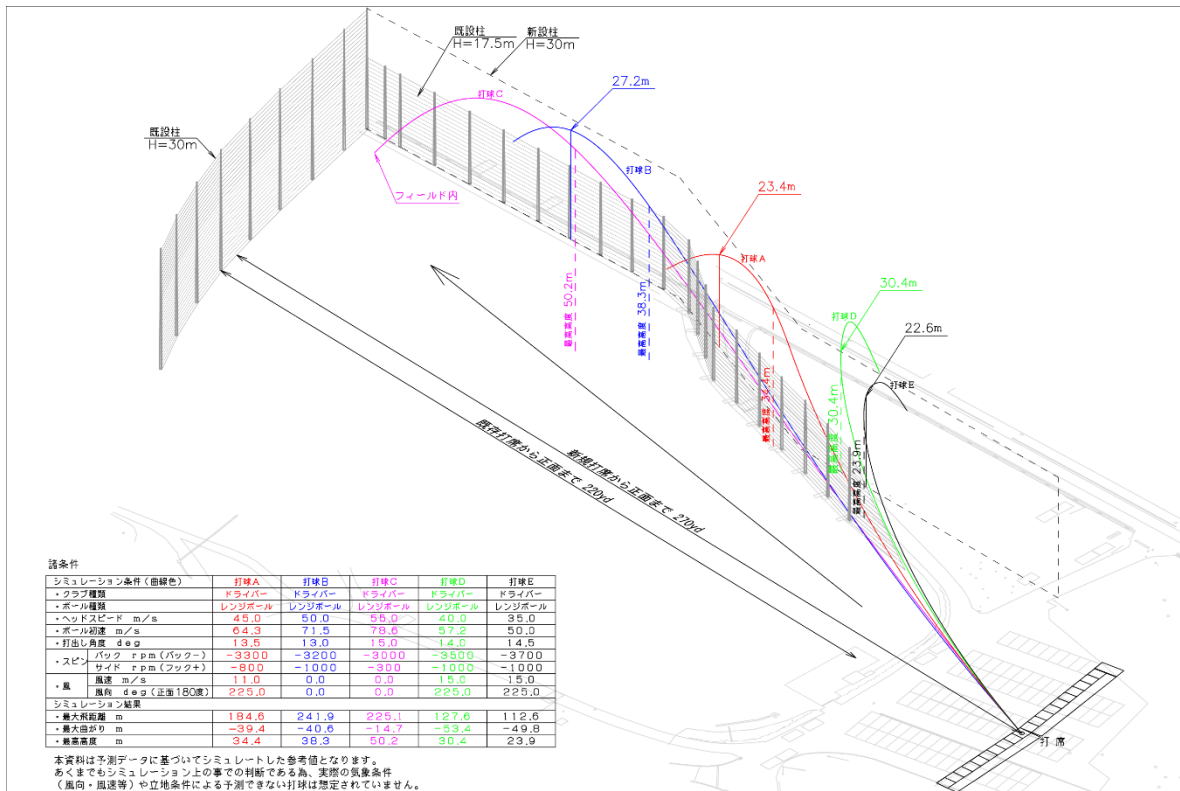


図7 打球のシミュレーション

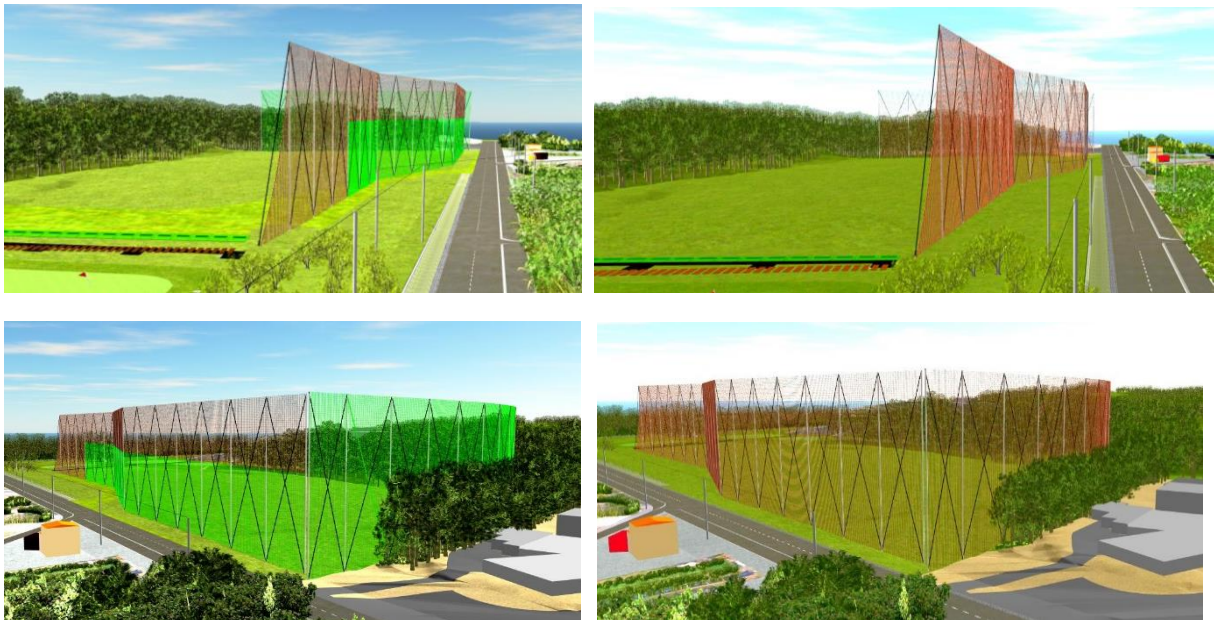


図8 完成予想CG (左図は比較のため、既存ネットを緑色で表現)



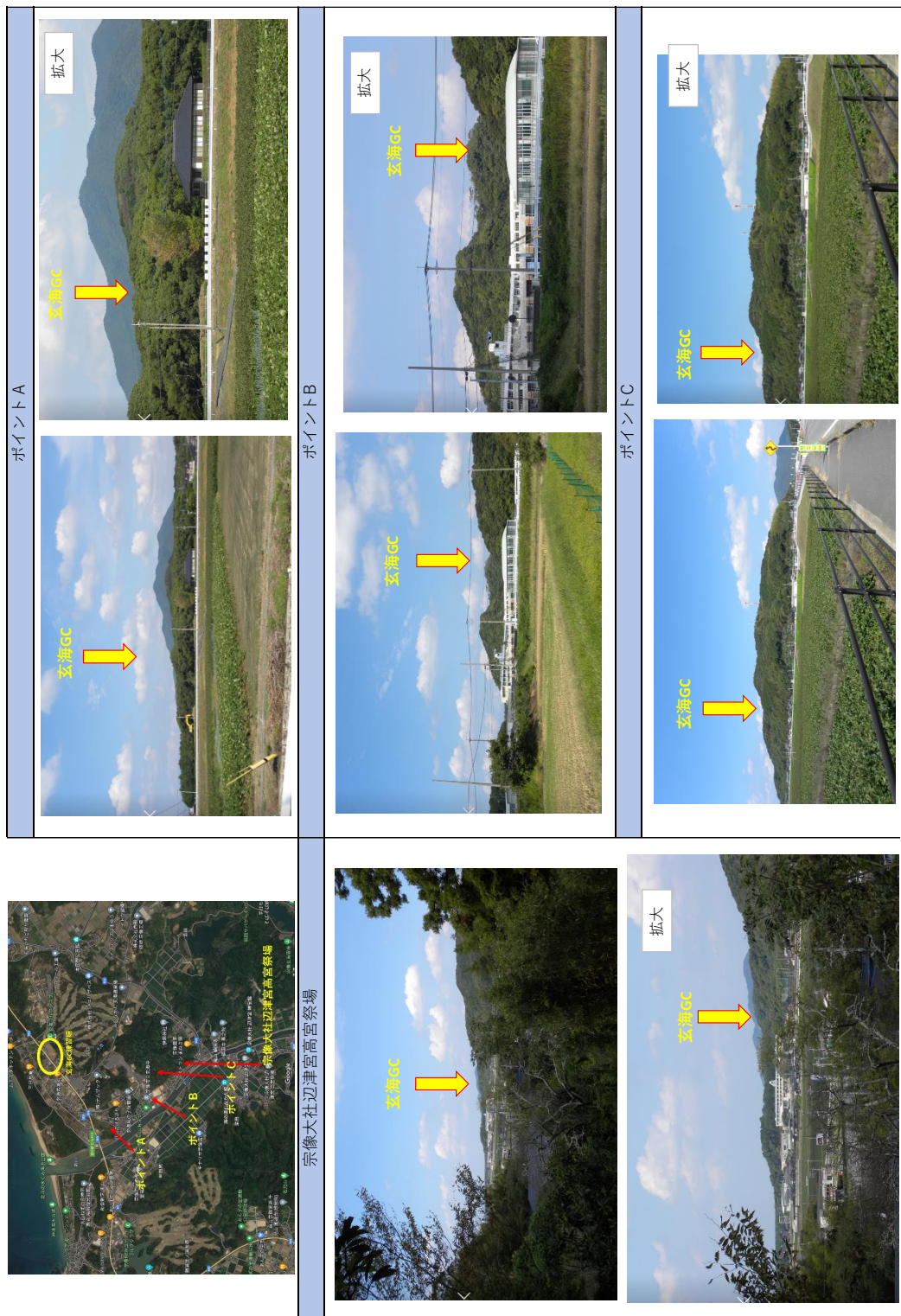


図9 景観シミュレーション（宗像大社辺津宮周辺）



ポイントD



ポイントE



ポイントF



各視点場からの視認調査を行った。

【宗像大社辺津宮周辺】

ポイントA～C及び辺津宮高宮祭場からは、既存の30m高のネットは視認できない。

【大島及びフェリー航路】

ポイントD及びEからは、既存の30m高のネットは視認できない。

ポイントFからは、既存の30m高のネットがわずかに視認できる。既存のグリーンをブラウンに変更することにより、透過性は高まるものと考える。

図 10 景観シミュレーション（大島及び渡船航路）